第2回山梨県公益認定等審議会 会議録

(平成20年7月15日掲載)

- 1 日 時 平成20年6月5日(木) 午後1時から午後3時35分まで
- 2 場 所 県民会館402会議室
- 3 出席者(敬称略)
 - (委員) 勝俣高明、岸本千恵、窪田道也、實川和子、早川正秋 (五十音順)
 - (事務局) 私学文書課 高木課長、大堀総括課長補佐、法制・訟務担当(6人)
- 4 傍聴者等の数 7人
- 5 会議次第
 - (1) あいさつ
 - (2) 議事

新公益法人制度移行認定・認可の流れについて 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)

公益目的支出計画について

公益法人会計基準について

- (3)今後の審議会開催予定
- 6 会議に付した事案の案件(又は議題)
 - (1)新公益法人制度移行認定・認可の流れについて【公開】
 - (2)公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)【公開】
 - (3)公益目的支出計画について【公開】
 - (4)公益法人会計基準について【公開】
- 7 議事の概要

開会

(1)あいさつ 私学文書課長

- 山梨県公益認定等審議会条例第12条で定める開催要件を満たしていること及び第1回公 益認定等審議会の議事録を平成20年5月7日にホームページに掲載したことについて、 事務局から報告がなされた。-

(2)議事

(委員長) 最初に、本日の審議会も公開で行い、議事録を後日公開させていただくこと でよろしいでしょうか。

> 前回の審議会では委員長及び委員長代理の選任並びに審議会の運営要領及び 傍聴要領の決定を行いました。

> 今回から公益認定について具体的な検討になりますが、まず、我々審議会が公益認定についてどのような役割を果たしていくのかもう一度確認したいと思いますので、新公益法人制度移行認定・認可の流れについて説明を事務局からお願いします。

- 新公益法人制度移行認定・認可の流れについて事務局から説明

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

- (委員) 12月1日を過ぎれば、特例民法法人になるということですが、公益社 団法人になるときの根拠条文は何になるのでしょうか。
- (事務局) 整備法100条が直接の根拠となります。
- (委員長) 続きまして、事務局から公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)という資料が事前に配布さています。ガイドラインの位置づけについて事務局からの説明をお願いします。
 - 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)の位置づけについて 事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
 - 意見・質問なし -
- (委員長) 以上のことを踏まえ、事務局から公益認定等に関する運用について項目ごと に説明を受けた上で、各委員からご意見をお伺いしたいと思います。長いもの ですので、適当なところで区切って説明をお願いします。 まず の1から4までの説明をお願いします。
- 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン) 1 から 4 まで、(資料 2)(設例 1)(設例 2)について事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
- (委員) 3の特別の利益があるか確認するのは損益計算書だけでは分からないと思う のですが、法人の補助簿も確認するのでしょうか。
- (事務局) 必要に応じて補助簿も確認することになります。
- (委員) 帳簿は過去何年度分を確認することになるのでしょうか。
- (事務局) 帳簿は10年保存となっていますが、収支予算書と予算の算定基礎を確認しますので、直近の帳簿を確認することになると思います。
- (委員) 特別の利益には、役員報酬も含まれるのでしょうか。
- (事務局) 役員報酬の支給基準については、ガイドラインの後半で定められています。
- (委員) 公益目的事業と収益事業をさらに区分経理する必要はあるのでしょうか。
- (事務局) 公益目的事業と収益事業の区分を、さらに事業目的毎に区分経理することと なります。

- (委員) 帳簿の10年保存の根拠はどこにあるのでしょうか。税法では7年となって いますが。
- (事務局) 平成17年3月23日に公表されました、「公益法人会計における内部管理事項について」の「5 書類の保存について」で10年間保存しなければならないとされています。 現行の公益法人検査においても、10年間保存を指導しています。
- (委員) 認定に当たっては、帳簿を必要に応じて提出させることができるのでしょうか。
- (事務局) 行政庁が必要と認める書類は提出を求めることができます。
- (委員長) 引き続き、5から8までについて事務局から説明をお願いします。
 - 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)5から8まで、(資料2)(設例1)(設例2)について事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
- (委員) 遊休財産額は、各法人に計算してもらうのでしょうか。
- (事務局) 認定申請の際、申請書に記入することになります。記入がないと申請ができないことになります。
- (委員) どの事業年度の遊休財産額になるのでしょうか。
- (事務局) 申請の直前期のものとなります。
- (委員長) 引き続き、9から14までについて事務局から説明をお願いします。
- 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)9から14までについて事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
- (委員) 県内に会計監査人を置く公益法人はあるのでしょうか。
- (事務局) 知事所管の法人で、負債50億円以上の法人が3法人ほどあります。
- (委員長) 引き続き、15から18までについて事務局から説明をお願いします。
- 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)15から18までについて事務局から説明

- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
- (委員) 公益事業比率というのは、収益の比率で見るのでしょうか。設例の2では、 指定管理者の事業が公益事業として分類されていますが。
- (事務局) 公益事業比率は、費用を基礎にして計算しています。今回の設例は、説明の便宜のためにお配りしたものですが、説明では公益目的事業に含めてご説明させていただきました。しかし、設例の法人は、定款・寄付行為記載の目的・事業に施設の管理が記載していません。このような場合には、公益事業として認められないこともあります。また、自治体の指定管理者の事業ということだけを以て公益性があるとはなりません。内閣府でも、ホームページのFAQの中で同様の見解を示しています。
- (委 員) 各県で認定にばらつきが出るのではないのでしょうか。
- (事務局) 国と都道府県が同じ基準を使うことになれば、認定にばらつきは出ないという考えが基本にありますが、同じ事業でも都市部と地方では地域の事情によって認定に違いがでてくることもあるかと思います。 今回、ガイドラインについて各審議会の委員の方々にご説明をさせていただき、ご意見をいただいていますが、当初から内閣府のガイドラインを県のガイドラインとして使うということを決定している県もございます。
- (委員) 部会が設置されるのはどのような場合でしょうか。
- (事務局) 申請数が多い場合には、部会を設置することが考えられます。
- (委員) 申請書類は、すべて審議会で審査するのでしょうか。
- (事務局) 事務局は、審査の資料を作成し、定型的な事実認定は行いますが、それ以外 の公益性に関する部分は審議会にお願いすることになります。
- (委員) 審議会の委員は5名ですが、5年間で220もの法人の申請を処理できるのでしょうか。
- (事務局) 国は、電子申請を推奨しており、各法人が申請の段階で認定の要件を判断で きるようなシステムとなる予定です。
- (委員長)引き続きまして、次第の4 公益目的支出計画等について事務局から説明をお願いします。
 - 公益目的支出計画(資料3)について事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

- (委員) 公益目的財産の計算で、純資産から基金を控除するのはなぜでしょうか。
- (事務局) 一般社団・財団法人法第131条が根拠となります。基金は返還義務があり、 負債性があるためです。
- (委員) 公益目的支出計画の実施期間が法人によって異なりますが、毎年チェックすることになるのでしょうか。
- (事務局) 計画の実施期間中は、計画に沿って事業を実施しているかを行政庁に報告することとなります。また、計画を変更しようとするときは、行政庁の認可を受けることとなります。
- (委員) 現行の法人に対する指導はどのようにするのでしょうか。
- (事務局) 現行の指導監督基準で行います。移行認可申請をし、公益目的支出計画の認可を受けたときのほうが、行政庁からの監督は厳しくなります。
- (委員長)引き続きまして、次第の5 公益法人会計基準について事務局から説明をお願いします。
 - 公益法人会計基準(資料4)について事務局から説明 -
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
 - 意見・質問なし -
- (委員長) 最後に、審議会の今後のスケジュールについてです。 事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 次回の審議会は、8月下旬から9月上旬を予定しています。内容としましては、申請の内容、移行後の指導監督についてご審議いただく予定です。 また、ガイドラインも決定したいと考えていますが、ご意見もあると思いますので、事務局から再度照会させていただきたいと思います。
- (委員長) 以上で、本日予定された議題等がすべて終わった訳ですが、他に何かご意見やご質問がございますか。
 - 意見・質問なし -
- (委員長) 以上で、本日の議事を終了します。
- (事務局) 以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。